

令和7年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

令和3年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月施行）に合わせ、「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちを作る条例（以下、「条例」という。）」を令和5年10月1日に改正。

「事業者による合理的配慮の提供」を義務化。

1. 相談体制の整備等

（1）相談体制

- ①各区障害高齢課及び宮城総合支所障害高齢課に差別相談を含む総合相談に対応する相談員を配置（各1名）
- ②仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル（24時間毎日受付）で受付

【相談件数】

（単位：件）

	福祉サービス	医療	商品・サービスの提供	教育	雇用	建物・公共交通機関	不動産の取引	情報提供・意思表示	その他	合計
H28年度	7	3	15	2	17	22	9	10	11	96 (96)
R5年度	4	3	17	1	8	15	5	2	0	55 (54)
R6年度	9	2	14	4	12	7	6	4	0	58 (54)
R7年度	4	2	8	3	9	3	3	5	0	37 (36)
R7-R6増減	▲5	-	▲6	▲1	▲3	▲4	▲3	1	-	▲21 (▲18)

注1) 相談者が直接の対応を望まない相談、差別にはあたらないと思われる事案等も含む。

注2) 生活分野の重複含む。合計の（ ）内の数字が実数。

【障害種別】

（単位：件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他・不明等	合計
H28年度	52	5	32	10	99 (96)
R5年度	20	1	20	17	58 (54)
R6年度	15	6	27	13	61 (54)
R7年度	15	4	16	11	46 (36)
R7-R6増減	-	▲2	▲11	▲2	▲15 (▲18)

注1) 障害種別の重複含む。合計の（ ）内の数字が実数。

【相手方への対応状況】

(単位：件)

	連絡・調整あり	連絡・調整なし	合計
H28年度	44	52	96
R5年度	15	39	54
R6年度	16	38	54
R7年度	8	28	36
R7-R6増減	▲8	▲10	▲18

※R7年度は相手方への連絡・調整ありの事案8件中、事実確認等の結果、障害を理由とする不当な差別的取扱いと考えられる事案は1件、合理的配慮の不提供と考えられる事案は0件。

(2) 仙台市障害者差別相談調整委員会

障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、条例第20条に基づき設置。(令和7年度の調整委員会への申立事案は0件。)

①令和7年度の内容

開催日	主な議題等
1回	・令和6年度における障害者差別に関する相談状況等について ・令和6年度障害者差別相談事例の公表について ・令和6年度における障害者差別解消条例に係る取組みについて

(3) 相談事例の公表

令和5年10月に施行した条例第16条による取り組みの一環として、事例の共有を通じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることを目的に、市ホームページにて差別相談対応事例の公表を行う。

公表対象期間	公表件数
令和6年4月～令和7年3月	・不当な差別的取扱いに関する相談 7件 ・合理的配慮の不提供に関する相談 5件

(4) 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会

障害者の差別解消・虐待防止に関する相談対応等をはじめ、障害者の権利擁護に携わる関係機関のネットワークを構築し、相互に連携して障害者の支援を適切に進めるための体制づくりを図る。

①日程・内容

開催回数	主な議題等	参加者
1回	・各機関の役割、取り組み内容等についての共有周知 ・講義（グループワークを含む） テーマ：「相談を受けるということ ～より良い相談対応に大切なこと～」 講師：宮城福祉オンブズネット「エール」 理事長 大橋 洋介氏 、 理事 鈴木 みゆき氏	23名

②構成機関

分野	構成機関
権利擁護	仙台法務局（人権擁護部）、宮城県障害者権利擁護センター、仙台人権擁護委員協議会
労働関係	宮城労働局（職業対策課、ハローワーク仙台）
当事者	仙台市障害者福祉協会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、宮城県患者・家族団体連絡協議会
地域福祉	仙台市社会福祉協議会（まもりーぶ仙台）、仙台市民生委員児童委員協議会
教育関係	教育委員会（特別支援教育課）
障害福祉	各区・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害企画課、障害者支援課、障害福祉サービス指導課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター、委託相談支援事業所

2. 普及啓発・理解促進等に関する主な取組み

（1）障害理解サポーター事業（企業・団体等）

事業者や市民を対象とした障害理解の研修を実施し、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成する。また、講師養成のため、障害当事者講師向けの研修を実施。（実施回数：36回、参加者：789名）

（2）小中学生向け障害理解サポーター養成研修「となりのココロン」

「障害理解教育」の推進を目的とし、障害理解サポーター事業の対象を市内の「小中学生」まで拡大し実施（「ココロン・スクール」は障害理解サポーター養成研修事業へ統合）。（実施回数：2回、参加者143名）

（3）当事者アドバイザー派遣制度

障害のある当事者の方が、仙台市内の各企業の店舗などへ出向き、提供が義務化された「障害のある方への合理的配慮」についてアドバイスを行う（令和7年度は実績なし）。

（4）ワークショップ「ココロン・カフェ」の開催

障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し、誰でも参加することができる市民向けワークショップを実施。

開催回数	テーマ	参加者
第1回	「アート」体験を通じて、障害理解について話し合おう！	15名
第2回	避難所で使用するコミュニケーションボードを考えてみよう	19名

(5) 福祉まつり「ウエルフェア2025」

開催場所	内 容	来場者
勾当台公園、一番町四丁目買物公園	障害者グループなどによるステージ発表、作品展、ふれあい製品の展示・販売、障害者スポーツ体験等	10,500名
仙台市太白区文化センター楽楽楽ホール	○障害者週間記念式典 「心の輪を広げる体験作文」、「障害者週間ポスター」コンクール、書道・写真・絵画コンクール入賞者表彰 ○障害者スポーツに関する講演会 スポーツまちづくりトーク2025「夢の東京2025デフリンピックとこれから」	約200名

(6) 市民協働事業 手話ソングワークショップ「バリコミュ・シュワッチ・クラブ」

児童館での手話ソングワークショップに加え、令和6年度より新たに八木山動物公園などの屋外イベント会場で、地域の方や保護者を含むより幅広い層の市民を対象に手話ソングワークショップを実施し、聴覚障害のある当事者との交流を通じた周知啓発を行った。屋外イベント会場では、指文字を掲載した開催チラシや障害理解啓発ティッシュを2,200部配布したほか、各種障害理解パンフレットも設置した。(実施回数：6回、参加者361名)

(7) 障害者スポーツを通じた理解の促進

障害者スポーツの体験会などを通して、障害のある方もない方も、共に楽しみ、競い合いながら、理解を深めることに努めている。

ウエルフェアスポーツ

障害者週間にあわせ、様々な障害者スポーツの体験ができるスポーツイベントを開催した。市民に競技を知ってもらい、楽しさを体験してもらうだけでなく、障害のある方との交流の場となっている。(実施回数：1回、参加者：267名)

(8) 障害者差別解消に関する研修講師等派遣

各種団体等における障害者差別解消に関する研修会に講師として職員を派遣した。

実施回数	団体等	対象
1回	児童館特別支援コーディネーター養成研修	児童館特別支援コーディネーター候補者

※障害企画課において対応したものを掲載。

(9) ヘルプマーク等の周知

内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配布、及び周知啓発を行った。

① ヘルプマークの配布

- ・配布場所 各区役所、総合支所、公所、地下鉄一部駅改札等
- ・配布個数 5,228個（令和7年度実績）

②ヘルプマーク等の周知

- ・バス、地下鉄の優先席にヘルプマークステッカーを設置
- ・地下鉄車両等にヘルプマークに関するポスターを設置
- ・広報誌、Web ページへの記事掲載

(10) 合理的配慮の提供に係る補助金

仙台市内でイベント等を開催する事業者等を対象に、障害のある方へ合理的配慮の提供を支援するため、「意思疎通支援者等の派遣費用の一部」を補助。
(申請件数：15件、補助総額：523,000円)

(11) 障害理解ポータルサイトの設置

令和6年9月より、「障害理解に関する情報の入口」となる障害理解ポータルサイトを公開し、障害の有無にかかわらず参加できるイベント情報や障害のある方が活躍する店舗情報など、障害のある方とない方の交流につながる情報等を発信している。また、併せてサイトへ誘導するWeb 広告を実施。(広告表示回数：1,007,358回、広告クリック数：3,364回、サイト閲覧数※：23,373回)



◀ 障害理解情報サイト

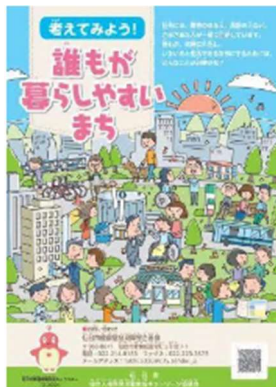
二次元コード

(12) 障害理解啓発各種パンフレットの配布

障害のある方の困りごとや必要な配慮等を掲載した各種パンフレットを増刷・配布した。

- ・主な配布場所

各区役所、総合支所、公所等



◀ 各種パンフレット

二次元コード

(13) イベントへのブース出展

各イベントにブースを出展し、各種パンフレットの配架、及び障害理解ポータルサイトの二次元コードを掲載したポケットティッシュの配布等を行った。

実施回数	イベント名
2回	福祉まつり「ウエルフェア2025」 特別支援教育フェスティバル

3. 庁内体制の整備等

(1) 障害を理由とする差別の解消に関する庁内研修会

①新規採用職員研修

対象：令和7年度仙台市新規採用職員（307名）

内容：障害差別の理解や障害当事者の講話による障害者への配慮について等

②障害理解促進・差別解消研修

対象：仙台市職員、市民利用施設職員（書面開催）

内容：障害差別の理解や庁内での合理的配慮の提供について等

(2) 市が実施する事業に対する手話通訳等の情報保障の実施

平成28年4月1日に施行した仙台市職員対応要領に基づき、市民向けに実施する事業等における、手話通訳や要約筆記等による情報保障を実施した。（手話通訳者派遣 3件、要約筆記者派遣 2件）

※障害企画課が支出したものに限り掲載している。

(3) タブレットによるコミュニケーション支援

障害企画課、各区障害高齢課、宮城総合支所障害高齢課に設置しているタブレットにより、スカイプ（テレビ電話）を通じた遠隔手話通訳や、タブレットにインストールした音声文字化アプリケーション（UDトーク）によるコミュニケーション支援を行った。

（遠隔手話通訳 4件、UD トーク 58件）